

家は別表上欄記載のとおり、同欄記載の連邦国家の構成単位で法務省令で定めるものは同表下欄記載のとおりとする。

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則

改正 昭和六十二年三月六日
法務省令第七号

平成六年九月三日同	第六三号
平成六年二月一四日同	第五六号
七年二月一一日同	第三四号
一〇年六月五日同	第一八号
一四年三月三日同	第六号
一六年二月二日同	第四三号
二三年二月二六日同	第一〇〇号
二七年一二月二一日同	第一〇〇号

(平六法省令六三・一部改正)

(承認申請書の記載事項等)

第二条 法第七条の規定による承認（以下「承認」という。）の申請は、承認を受けようとする者が自ら出頭してしなければならない。

(平六法省令六三・一部改正)

第三条 法第九条第一項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名、性別、生年月日、出生地、国籍及び住所

二 外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「資格取得国」という。）の国名及び当該外国弁護士の名称

2 法第九条第一項の承認申請書（以下「承認申請書」という。）の様式は、別記様式第一号によるものとする。

(平六法省令六三・平一〇法省令三四・一部改正)

(承認申請書の添付書類)

第四条 法第九条第二項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

第一条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二号の法務省令で定める連邦国家による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（連邦国家及びその構成単位）

規則

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則

A 「日法一〇九四二・三」(14)

げる書面を朗読し、誓約の内容を確認しなければならない。

(承認をしないこととした場合の通知)

第七条 法務大臣は、承認をしないこととしたときは、その旨及びその理由を承認の申請をした者及び日本弁護士連合会に書面で通知するものとする。

(承認の申請前の予備審査)

第八条 承認の申請をしようとする者は、その申請の前に、承認申請書及びその添付書類に準じた書類を法務大臣に提出して、予備審査を求めることができる。

(承認を受けた者の届出義務等)

第九条 承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、書面により、法務大臣にその旨を届け出なければならぬ。

一 氏名、国籍又は住所に変更が生じたとき。

二 事務所を設け、又は移転したとき。

三 事務所の名称を定め、又は変更したとき。

四 依頼者に与えた損害を賠償する能力について重要な変更が生じたとき。

五 法第十条第一項第二号イからニまでに掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

六 原資格国の外国弁護士となる資格を失つたとき。

七 法第八条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

(平一六法省令六・一部改正)

(平六法省令四八・全改)

2 承認を受けた者は、前項第六号又は第七号に該当する場合を除き、当該承認を受けた日から起算して二年ごとに、その期間の満了後二箇月以内に、次に掲げる書類を法務大臣に提出しなければならない。

一 原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類

二 業務及び財産の状況に関する申告書

三 法第十条第一項第二号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面

四 法第八条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）に掲げる者でないことを誓約する書面

(聴聞の方法の特例)

第十条 承認の取消処分に係る聴聞の主宰者は、必要があると認めることは、参考人の意見を聽かなければならない。

2 主宰者は、前項の意見を聴取したときは、聴聞調書に参考人の氏名及びその陳述の要旨を記載しなければならない。

3 承認の取消処分に係る聴聞の当事者は、意見の陳述、質問及び

聴聞の主宰者が発した質問に対する陳述を外国語によりするときは、自己の負担で通訳人に通訳をさせなければならない。自己が意見の聴取を求めた参考人が外国語により陳述するときも、同様とする。

（承認の取消しの通知）

第十一條 法務大臣は、承認を取り消したときは、その旨及びその理由を当該取消処分を受けた者及び日本弁護士連合会に書面で通知するものとする。

（指定の申請）

第十二条 法第十六条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）の申請は、指定を受けようとする者が自ら出頭してしなければならない。

（平六法省令六三・一部改正）

（指定申請書の様式）

第十三条 法第十七条第一項の指定申請書（以下「指定申請書」という。）の様式は、別記様式第五号によるものとする。

（平六法省令六三・一部改正）

（指定申請書の添付書類）

第十四条 法第十七条第二項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第十六条第一項第一号の規定による指定の申請をする場合にあつては、当該申請に係る特定外国の外国弁護士となる資格を有することを証する書類

二 法第十六条第一項第二号の規定による指定の申請をする場合にあつては、当該申請に係る特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度に当該特定外国の法に関する学識を有するも

こと及びその法に関する法律事務の取扱いについての実務経験を有する者との書類

（承認する書類）

三 その他参考となるべき書類

（指定を受けた者の届出義務等）

第十五条 法第十六条第一項第一号の規定による指定を受けた者は、当該指定に係る外国弁護士となる資格を失った場合は、遅滞なく、書面により、法務大臣にその旨を届け出なければならない。

2 法第十六条第一項第一号の規定による指定を受けた者は、前項に規定する場合を除き、当該指定を受けた日から起算して二年ごとに、その期間の満了後二箇月以内に、当該指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類を法務大臣に提出しなければならない。

（承認又はその取消しに関する規定の準用）

第十六条 第五条の規定は法第十七条第三項の手数料の納付方法について、第七条の規定は指定をしないこととした場合の通知について、第八条の規定は指定の申請前の予備審査について、第十一条の規定は指定の取消処分に係る聴聞について、第十二条の規定は指定の取消しの通知について準用する。この場合において、第八条中「承認申請書」とあるのは、「指定申請書」と読み替えるものとする。

（平六法省令四八・一部改正）

（訳文の添付）

第十七条 法若しくはこの省令の規定により法務大臣に提出する書